

平成27年度 第2回 滋賀県中小企業活性化審議会 会議議事録

1. 日時

平成27年10月16日（金） 10:00～11:40

2. 場所

コラボしが21 3階 大会議室

3. 出席委員

浅野邦彦、磯田陽子、井上多佳子、片岡哲司、川口剛史、北川陽子、小出英樹、児玉伸一、坂田徳一、竹中仁美、辻田素子、羽田真樹子、日向寛、増永賢一、宮川孝昭、盛武隆

※敬称略、五十音順

4. 内容

■開会

<商工観光労働部長挨拶>

皆さん、おはようございます。

本日お集まりの皆様方におかれましては、日ごろより県行政の推進に多大のご協力、ご支援をいただいております、厚く御礼を申し上げます。

本日は、平成27年度第2回目の審議会でございますが、改選ということでございまして、新しいメンバーで初めての審議会でございます。これから2年間でございませけれども、よろしく願い申し上げます。

さて、先ほど資料の紹介の中にもございましたように、平成25年に中小企業活性化条例を制定いたしまして、10月を「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」という形で、本日お集まりの皆様方のご協力も得ながら、さまざまな事業に取り組みさせていただいております。昨日は、ピアザ淡海でフォーラムを開催させていただいたところです。

こういった取組を通じまして、できるだけ県内の中小企業の皆様方にさまざまな施策を知っていただくとともに、いろいろな交流も深めていただいて、本県の新たな取組や

創業・第二創業、あるいは新商品開発、販路開拓、さまざまな施策に取り組んでいただくことが非常に大切であると思っております。

特に本年度につきましては、国の地方創生の取組もございまして、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりの総合戦略」というのをただいまつくっております、今月末には策定する予定をしております。この総合戦略を私どもといたしましては、中小企業の活性化のための一つのエンジンとして最大限活用させていただきながら、施策を進めていくことが非常に大切だと考えております。

そういった意味におきましても、この審議会で皆様方からいただいたご意見を平成28年度以降の県の施策等にできる限り反映させていただくように努めさせていただきたいと思っております。本日の審議会では、今年度の取組状況や中小企業の皆様からいただいたアンケートの内容等につきましてご説明の上、来年度に向けてどういうふう施策展開をしていけばいいのかということで、忌憚のないご意見をいただければと思っております。

今後、県といたしましても、県内の中小企業がより一層元気になりまして、滋賀がより一層元気になるように努めてまいりたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願いいたしまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

(委員自己紹介)

(主な県関係者紹介)

(会議成立確認)

(1) 会長および会長代理の選任について

<司会>

会長および会長代理の選任に移らせていただきます。

まず、会長の指名でございます。滋賀県中小企業活性化審議会規則第2条第1項の規定に基づき、委員の互選により会長を選任いただきたいと存じますが、いかがさせていただきますでしょうか。

<委員>

委員長に、滋賀県中小企業団体中央会会長の宮川孝昭様をお願いしてはどうかという発言をさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

<司会>

ただいま、宮川委員を会長に推薦しますとのご提案をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<司会>

ありがとうございます。

委員の皆様の総意によりまして、宮川委員に会長をお願いすることといたします。

恐れ入りますが、宮川委員様には会長席へお移りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、会長から一言ご挨拶いただけますでしょうか。

<会長>

ただいま委員長をご指名いただきました。まだまだ不慣れな点と、今日のメンバーを見ていますと、皆さん、委員長をしていただけるのではないかと感じておりましたが、私にご指名をいただきました。

この中小企業活性化審議会は、各中小企業の皆さんや小規模事業者の皆さんが非常に期待をしておられる審議会でございます。精いっぱい、微力ながら頑張っていく所存でございますので、どうぞ皆様方のご支援、ご協力を賜りますよう、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

<司会>

ありがとうございました。

それでは、次に、会長代理の指名に移りたいと思います。

審議会規則第2条第3項の規定に基づき、会長から会長代理を指名していただくことになっております。

会長、いかがいたしましょうか。

<会長>

それでは、私の不在のとき、および、どうしてもご相談をしたい方という意味も含めまして、辻田委員にお務めをいただきたいと思いますが、いかがでございますか。

(異議なしの声)

<会長>

ありがとうございます。

<司会>

ありがとうございました。

それでは、辻田委員、会長代理としてよろしくお願い申し上げます。

<会長>

それでは会議次第にのっとりまして、議題に入りたいと思いますが、本日、12時までの予定となっております。ぜひその辺はスムーズな進行と、しかし、今ご挨拶でもお話ししましたように、期待をされておりますので、やっぱり意見もお話しいただきたいとも思いますし、その辺もあわせて、よろしくお願いをしたいと思います。

■議題

(1) 平成27年度の中小企業の活性化に向けた取組の進捗状況について

(事務局より資料5により説明)

<会長>

ありがとうございました。

中小企業の活性化に向けた取組の進捗状況について、説明をいただきました。何か皆さんからご質問なりご意見なり聞きたいと思います。まして、大事な今後の取組というところも説明いただきましたが、何かこの件でご意見はよろしゅうございますか。

何人か首を振っていただいていますので、ご了解いただいたということで、次に進めさせていただきますよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

(2) 平成27年度中小企業に対するアンケート取りまとめ結果について

(3) 平成28年度中小企業活性化に向けた課題および取組の方向性について

(事務局より資料6, 7により説明)

<会長>

ありがとうございました。

アンケートの報告と、そして中小企業活性化に向けた課題ということで、今ご説明をいただきました。

よろしゅうございますか。大分ご理解いただけましたでしょうか。

何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願いをしたいと思います。非常に大事な取組の部分でございますし、もし質問があればと思いますが、いかがでございますか。

<委員>

昨日も3分間プレゼンという形でかかわらせてもらいまして、本当に一般の人が、なかなか県の施策であるとか支援事業の説明を聞くということがない中で、あのような設定をしていただけるのは、非常に効果的というか、まずは県のことを知ってもらえるきっかけになると思うので、そういったことをどんどんしていただきたいなど実感しました。

これからの取組の方向ですけれども、非常にたくさんの事業支援があつてありがたいのですが、やはり新商品開発や販路拡大など、つくり手、産地もそうですけれども、一生懸命取り組んではいるのだけれども、それを売る場所、滋賀ブランドの向上、魅力を発信する集中した場所が必要だと思います。

各地域にいろいろあるものが、一つのお土産にしたって、いいものがありますよと県外に宣伝に行っても、来られたときに、じゃ、これはどこで見るのという、そういった集中した滋賀百貨店みたいなものの場所というのが、それは箱物というよりは、今、空いている場所を利用して、特に大津駅なんかはそういうふうに強く思うのです。

ここに来れば、全て滋賀県のものを見たり、買ったりできるという具体的なもの、そこからまたツアーに案内するとか、今、観光案内所とかはあるのですけれども、せっかくいろんなことをやっているのだけれど、それが全然つながっていないというようなことを思うので、そんな場所がぜひとも欲しいです。

東京の秋葉原の「ちゃばら」内「日本百貨店しょくひんかん」で滋賀のブースが9月13日にオープンしましたが、やっぱりああいうことですね。私、わざわざ東京で滋賀のものを買って帰ってきました。「滋賀チップス」とか「近江牛カップラーメン」とか「近江牛カレー」とか、「すごい、よう売れてます」と言われます。では、これを滋賀のどこで買ったらいいのだろうということで、わざわざ東京で滋賀のものを買って帰ってきたと。だから、それが大津なり、彦根なり、東西南北それぞれのところで、滋賀を買える、見えるところというのをぜひともつくっていただきたいなと思っています。

<会長>

ありがとうございます。

場所づくりをというご意見でございましたが、何か今お考えのことがありましたら事務局からお願いします。

<事務局>

貴重なご意見をありがとうございます。

滋賀の物産の振興ということで、特に首都圏につきましては、有楽町に「ゆめぷらざ 滋賀」というものを持っておりますが、これはなかなか皆さんに来ていただきにくい場

所にあるということもありまして、県全体としては新たな拠点づくりをしたいということで、今、県庁内で様々な検討、あるいは物件の調査等がされているということでございます。「ちゃばら」に加えまして、そういった展開をこれから図っていこうというところでございます。

ご指摘いただきましたように、私どもも「ちゃばら」へ行きまして、あれだけ品ぞろえがあるのは、県内にもああいう場所は実はないのだろうなというのを痛感しております。そういうものをこれからどうしていくか。これにつきましては、また、ビジターズビューローの物産振興部会もございますので、こういったところの皆様方とご相談をさせていただいて、検討を進めたいと思っております。

<会長>

ありがとうございました。

よろしゅうございますか、ご質問に対してのお答えまではいかなかったのですが。

<委員>

はい。県内の中で、ぜひそういったことを。

<会長>

それでは、東京のほうでも、どこか探す、そして県内でも東京へ出した後、いろんなものが、一堂でなくてもいいと思うのです。やっぱり滋賀県のどこへ買いに行くと、有名な滋賀県のものが売ってあるぞということが広がるのも大事かと思いますので、この2つが今、出たと思いますので、ぜひご検討いただくということで、よろしく願いいたします。

他には、よろしゅうございますか。

<委員>

極端なことを申しますので、ひょっとしたら反論とかあるかもしれないですけども、アンケートの結果を見ますと、企業の販売力の支援とか、当然、人材確保・育成というのが一番上に来ているわけです。資料7を見ると、求められる支援策のところ7項目

があって、需要の停滞で3つ書かれていまして、人材育成で1つということですけども、この項目の大きさによって予算の割り振りが決まるということではないですね。

これから予算の割り振りをされるということですけども、先ほどおっしゃったように地域のPR、企業のPR、そういう魅力がなければ人材というものなかなか集まらないと思います。その予算を割り振りされる時、これもある、あれもあると均等にやるのがいいのか、それとも企業とか産地のPRをしぼって人材育成や人材の採用といったことに特化してやってしまうとか、そういう方向もあるのではないかなど。これは極端なことですけど、それぐらいドラスティックなことをして、もっともっと人を集めるような方向性を持っていけば、滋賀っておもしろいことをしとるな、他の県と違うなということ、また違うものがそこから生まれてくるのではないかなと思いました。

これはやってくれということではなくて、こういう意見もあるということに聞いていただければと思います。

<会長>

ありがとうございます。

どうですか、均等割および集中・特化してやるという非常にいい案を頂戴いたしました。ご検討いただくということによろしゅうございますか。何か意見があればお願いいたします。

いいアドバイスをいただいたと思いますので、お持ち帰りいただいて、皆さんでご検討いただいても結構かと思います。

<事務局>

大変貴重なご意見を頂戴したと思っています。県として、いろんな取り組みをさせていただいていることもあって、現状の支援策等につきまして、総花的に見えてしまうということがあると思います。ただ、県といたしましては、今、何が大事なのかということとをみんなで真剣に議論をして、予算をこれから組み立てていく予定でございますので、その中で、ただいま頂戴したご意見も踏まえまして、より重きを置く部分にはしっかりと予算を要求していくということで、しっかりと考えてまいりたいと思っております。

<会長>

ありがとうございます。

なかなか難しい部分になるのはよく分かりますし、その辺は部長の決断ではなく、最後は知事の判断で、知事がこれをしろと言うので、こうしたんやぐらいまでやらないと、均等割から脱皮はできないだろうと私も思います。

ただ、最終的に滋賀県の方針ということも大事なことだと思いますので、参考までにしていただけたらなと。どうぞよろしく願いいたします。

他には、よろしゅうございますか。

<委員>

先ほど委員のほうから、滋賀百貨店での場をつくることについてご発言があったのですが、私どもも、中小企業支援フォーラムをここで開催したのですが、今、経済団体の皆さんもたくさんお集まりですが、そういう団体に加入していない方、加入している方もそうですが、さまざまな制度や融資、補助金等について、その情報の場がありません。これが共通の認識でございました。

各施策を見ますと、国や金融庁、その他からいろいろな施策が出ているのですが、それを横串するという場が、結局は、おっしゃった滋賀百貨店、これが情報百貨店としても機能するようなネット上の仕組みづくりができれば、かなりいいのではないかと考えているところでございます。

金融支援について、私どもも現在、株式会社日本政策金融公庫等々の融資あっせん契約とか、いろんな契約を結びながら、金融機関との支援協定あるいは相談事業等展開しているのですが、そこで問題になっているのが補助金、助成金、それから銀行等からお金を借りる場合のさまざまな経営データですね、これが複雑すぎるというか、要求がいろいろあります。

それについて、逆に今度は、先ほど指摘した経営報告書も、あとで申し上げますけれど、金融機関が財務諸表の読みだけにこだわるといいますか、金融庁は、今後、緩めていくと言っているようですが、その持っている経営力や将来性等についての目きき力が足りないというのが、今までいろんなところで指摘されているところでございまして、そこら辺をいかに、より借りやすくしていくかということが大事なのではないかと

思っています。その一つとして、近く金融庁の会議があって出席いたしますが、そこで我々が申し上げたのは、お金を借りるのに納税証明書を要求するのですね。印鑑証明書とか、その他もあります。資金繰りに困っていると、やはり税が後回しになってくる。これを納めないで借りられないのが納税証明の要求項目でございます。これを外せということを要求させていただいたところ、それは絶対条件でないということになりました。大津財務事務所からもそうですけれど、付けてなくても相談に応じるということの回答を得ていますから、県におかれましても、そういった施策をぜひ講じていただければと思います。

さらに、お金を借りる場合に不動産等の担保があるのですが、これについてもいろいろ緩和されているようですけれど、後で申し上げようと思ったのですが、中小企業活性化推進条例に関することです。企業シートというのがあって、例えば京都府の条例等におきましては、知的資産経営報告書を、いわゆる紙ベースでございますけれども、不動産とみなす担保能力を付与する。その担保能力を審議するのが、こういった審議会の委員的な機関を設けて、そこでランク付けしたり、評価したりして、必要な資金援助、補助金等を交付するという形がございます。そういった意味からすると、今度、他のところから要望も出そうと思っているのですけれど、この知的資産経営報告書の利活用について、ぜひ条例の中に盛り込んでいただくようお願いしたいと思っております。

そういったことで、誰もが、より借りやすい施策というものが求められているのではないかと。しかも、その手続が複雑ではなくて、できるだけ簡単にさせていただく。それから、補助金等の発表がされても、一か月以内とか期限が短い場合もございまして、知り得た情報から小さな商店等がこれに取り組んで、県等が要求する、あるいは行政が要求するさまざまな資料を整えていくには、なかなか難しいところもございます。そういったことをご配慮いただきまして、中小企業活性化推進条例の中で、この知的資産経営報告書等に関する取り扱いをぜひ定めていただければと願うところでございます。

<会長>

かなりの高度なご要望が出ましたが、いかがでございますか。もし応えられる範囲内を、ご説明いただけるとありがたいのですが。

<事務局>

何点かご意見があったと思っています。まず、情報施策がなかなか行き届いていないというお話でございますが、この点につきましては、この審議会でもたびたびご意見を頂戴しております。この条例をつくる際にも、企業訪問をさせていただいた1000社の方々から、施策が全然活用できていない、あるいは、情報がないから活用できないというようなご指摘をいただいたと思っております。

そういったことを踏まえまして、昨年度から、県の施策あるいは国の施策も含めた施策紹介をさせていただき分かりやすいパンフレットを作成させていただいて、ご活用いただいているところでございます。それから、このパンフレットをつくるだけではなくて、小規模企業の皆様にこういった情報をお届けするには、このパンフレットをしっかりと説明をさせていただいた上で、お届けするということが必要だと思っております、例えば商工会議所・商工会の経営指導員の皆様や、金融機関の皆様にも、こういったパンフレットをご活用いただいて、案内をしていただいているところでございます。

また、この条例の中で、しっかりと各支援機関の皆様の役割も書かせていただいておりますので、県だけで何かをするというのではなくて、関係者の皆様にご協力をいただきながら、小規模企業、中小企業の皆様にしっかりと情報をお届けするような手立てを講じていきたいと考えているところでございます。

次に、制度融資についてでございます。いろいろご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。この制度融資の添付資料につきましては、それぞれ意味を持っておりますので、今すぐに回答するわけには参りませんが、おっしゃったご趣旨を踏まえまして、持ち帰らせていただいて、また検討させていただきたいと思っております。

最後に、知的資産経営報告書についてでございます。非常に大切なご指摘をいただいたと思っております、中小企業や小規模企業の皆様が、今後、新たな事業展開をしていかれる上で、ご自分の強みであるとか、逆に弱みであるとかいうことをしっかりと分析し、それを活用していただくために、この知的資産経営報告書の作成にお取り組みいただくのは非常に意義のあることだと思っております。

したがいまして、県におきましても、県版の企業情報シートを作成し、活用していただけるよう、今、支援をさせていただいているところですが、そのシートが、金融機関でどのような取り扱いをしていただけるかということについては何とも申し上げにくい

ところでございます。今後、できるだけそういったものが価値あるものとして評価をしていただけるようにしてまいりたいと思っておりますので、その点につきましても、今後、十分、研究させていただきたいと考えております。

<会長>

ありがとうございました。

十分な答えではないかもしれませんが、検討もするというところでございますし、ご意見として頑張ってもらえるように期待をしております。ひとつその辺でご理解をよろしくお願いをいたします。

<委員>

資料7の求められる支援のところですが、「原材料価格等の上昇」、その対応策として「コスト増による利益減少への支援」という、製造業も建設業も、どんな業種でも、仕入れ単価の上昇によって販売価格との差で、やはり利益の減少というのが起こってくるのですが、その「支援」という言葉がひとり歩きするのではないかと思ってしまったので、これはどういうことかと。

ここにかかる「経済的動向や資金ニーズに的確に対応した融資制度の充実強化」というところだけで、対応するのかどうかというところを、少し聞かせていただきたいなと思いました。

<会長>

よろしゅうございますか、今の質問に対して。

<事務局>

ご指摘いただきました、原材料価格等の上昇に対する対応でございますが、県の施策として、原材料あるいは仕入価格等の上昇に対しまして、支援をさせていただけることは非常に少ないと考えており、今、県で設けている唯一の支援策と申し上げてもいいのかも分かりませんが、売上あるいは利益が一定割合減少した方につきましては、非常に

有利な融資制度を設けておりまして、資金繰りの面から支援をさせていただいているというのが現状でございます。

この他に、何か対応できることがないかということにつきましては、今後、県としても検討を進めてまいりたいと思っております。

<会長>

ありがとうございました。

他には、ご意見、ご質問等ございませんか。よろしゅうございますか。

皆さん、首を振りかけていただきましたので、ご質問がないようでしたら、次のほうに移らせていただいて、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

(4) 滋賀県中小企業活性化の推進に関する条例の一部改正について

(事務局より資料8により説明)

<会長>

ありがとうございます。

条例の一部改正についてのご説明をいただきましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

<委員>

金融庁であるとか経産省、あるいは総務省等のいろんな会議に出させていただいているのですが、こだわりますけど先ほどの滋賀百貨店です。今、政府が進めているものとして電子国家政策があるわけですが、その中に、クラウド等を活用した地域ICT投資というのがうたわれておりまして、中小企業も、いかにICT化するかという施策が進んでいるところだと承知しております。

そういった面からすると、今度、法人番号等も付されるわけで、生きている、死んでいるというのがいろいろあるのですけれども、そういったものも把握しながら、この施策をいろいろ見ていきますと、創業企業、あるいはその事業の承継等々に関して一連の

流れの中で、それぞれの専門家が支援する、あるいは行政が支援するという流れが、そういう場で見られるようになればというのがあって、そういったものをつくるにはやはり商工会議所等との連携も含めながら、中小企業ICTの推進というのが盛り込まれているのではないかと考えています。

そういったこともぜひご検討されて、経産省もネットでの広場を持っていますし、先ほど滋賀県もつくったとおっしゃっていますけれど、まだまだ大勢が参加しているとか、創業支援のマネジャー制度も何か人材育成でありますね。そこに私は資格者ですので、公認会計士あるいは税理士、行政書士、中小企業診断士等、そういった事業団体の会長を務めさせていただいていますけど、大体は、今、掲げているのは中小企業支援で、それぞれの分野でいろんなテーマを言っておりますから、人材育成というところからすると、既に人材がいるわけで、そういった専門家の活用も含めて、プラン・ドゥ・チェックのチェックの部分からアクションにというところで、我々の出番をつくっていただければなと希望しております、条例改正にあたっては、そういったこともぜひ加えていただければと考えています。

<会長>

いかがでございますか。

条例改正で、ご要望がかなり出てまいりましたが、今回の条例改正の根本的な部分で考えをいただけるかどうかということと、今度のことに間に合うかどうかということも心配いたしますし、その辺、分かる範囲内で結構ですので、お答えいただけたらなと思います。

<事務局>

ありがとうございます。

ただいま頂戴いたしましたご意見についてですが、非常にたくさんの方が、この中小企業あるいは小規模企業の皆さんへの支援に携わっていただいているということは重々承知をしておりますし、条例の中にも、さまざまな機関の役割として規定しております。

そうした中で、取り組みにつきましては、先ほども施策の説明の中で申し上げましたが、滋賀県では、しっかりした体系で記載をしております。条例の第8条でございます

が、施策の基本ということで、第1項から第4項にかけて、かなり細かくいろんな施策を盛り込ませていただいていると認識をしております。

これを、どこまで細かく書いていくかということにつきましては、非常に議論の分かれるところでもございますし、なかなか一つの項目だけで改正するというわけには参りませんので、今いただきましたご意見も含め、もしも読めないところがあれば、これは今後検討していくということになりますが、ここで書かせていただいている内容でかなりの部分は網羅されていると思っております。

この中に、そういったことも含まれているということで、ご理解をいただければと考えております。

<会長>

ありがとうございます。よろしゅうございますか。

その答えが「良い」とは言いませんが、そうしか今のとこ大変だと思いますので、ただ、お含みいただきながら、次のこともお考えいただくということでお答えにさせていただけたらなど、そんな思いもしますので、ご了解をしてあげてください。

よろしく申し上げます。

次に、何か。

<委員>

今の件で、第6条に「関係団体等の役割」という説明が入っていて、2項は「大企業者」、4項は「金融機関」というので明確ですけども、3項は「大学等」ということになっているので、あえて書くのであれば、ここに文言を少し加えるか、「等」なので、含むと言ってしまおうか、そういうあたりかなという気がします。

<会長>

ありがとうございます。

いいアドバイスをいただきましたが、いかがでございますか。

<事務局>

ありがとうございます。

まさに、この関係団体等の役割を定めた第6条の第3項の規定の中に、そういったいろいろと頑張っていたいでいる方のほとんどが入ってくると理解しておりますので、このところでご理解をいただきたいと存じます。

<会長>

ありがとうございました。

他には、この条例の一部改正につきまして、何かご意見等はございませんか。ちょっと抜けていましたとか、最近はどうですよとかいう意見があれば承りたいと思いますが、いかがですか。

それでは、ご理解いただいたようでございますので、条例の一部改正につきましても、皆さんにご承認をいただいたとさせていただきたいと思っておりますので、よろしゅうございますか。

以上が、本日の議題の項目でございます。皆さんのご協力のもとで早くスムーズに來たのですが、議題から離れるけども、ちょっと質問とかいうこと、よろしゅうございますか。

皆さんお忙しい方がお集まりいただいたので、何かご意見でもあればなと思うのですが、よろしゅうございますか。

<委員>

これはお答えいただかなくても結構ですし、要望といたしますか、またご提案といたしますか。

まず、先ほど出ていました情報伝達の問題です。全体的な仕組みとしてはしっかりできていますし、PDCAも回っているかと思うのですが、多分抜けているところや、末端までということが問題になっているのではないかと思います。県、国の補助金、それから助成金のメニューに関してはものすごい数がございます、近畿財務局や産業支援プラザのほうでしっかりしたメニューと説明会もやっていただいていると思います。

ところが、私ども商工会議所の立場で申しますと、私どもの努力不足がかなり多かった部分がございます。実は、今年の4月から彦根市さんとも相談しまして、専門員を1名増員させていただきました。それで、国、県のいろんなメニューを、県からご支援をいただいている中小企業相談所の全員が把握して、特に、一人増員して専門員という形で、彦根市さんと商工会議所の費用負担の中でやり始めたわけです。

そうすると、相談件数が2.5倍ぐらい増えてきたということが1つございます。もう1つの成果としましては、会議所の場合、会報を出しております。そこで毎月、補助金、助成金メニューを紹介するコーナーを設けさせていただきました。これも、1つの要因じゃないかと思えます。

つまり、ご提案したいことは、地区ごとの連携ネットワークを県のほうでしっかり組んでいただいて、それをPDCAで回していくと、おそらくかなり末端まで補助金メニューが伝わっていくのではないかと思います。また、県の施策についても伝わっていないのではないかと思いますので、一度ご検討願いたいと思います。

もう1点ございまして、今日いろいろ勉強させていただきました。中小企業活性化は、私どももその責務を背負っているわけですが、同じような問題を抱えておられて、キーワードとしていつも出てくるのは、「人材」、「ブランド」、「起業（アントレプレナー）」、「国際化」、この4つに絞られてくるのではないかと思います。ここでいう「ブランド」というのは、新商品開発も含めたところのブランドでございます。

先ほど別の方から、全体的に県がやると総花になってしまうというふうなことがございました。これは私も事実じゃないかと、総花の必要性もあるけれど、総花になっていると。ただし、今、取り組んでいかなければならないのは、「個性化」、「個別化」、それから「差別化」という言葉になってくるのではないかと思います。

そうすると、これを重要度ランクといいますか、予算の額とか、そういうことではなく、政策としての重要度ランクをしっかり持って、ここにいらっしゃる皆様方のご意見を受け入れた中で、来年度に向かっていただいたら、間違いなく効果を生む一つの事業として進んでいくのではないかと感じております。なかなか、やっておりますも、いろんな形の要望が本当にたくさん出てくるとは思うのですが、それを全部やるということは、私は不可能に近いことだと思います。

それよりも、地域を発展させるためには、やはり重点政策をしっかりとやっていくということに切り替えていく時期ではないかなという認識を強く持っております。

最初に申しました、連携地域ネットワークをつくっていったって、先ほどの情報伝達をしっかりとしていくということは、多分、今もお考えになっていますし、可能な窓口があるかと思しますので、そこの話し合いで、かなり解決できるところがあるのではないかと認識しております。

<会長>

ありがとうございます。

商工会議所としての経験でお話をされましたので、またそれはそれで活かしていただくと、こんなふうにしていただいて、お答えはいいということでした。ご理解いただくように、よろしく願いいたします。

高度なご質問になってまいりましたが、もっと身近な部分でのご意見、ご質問もいただけたらなど。

<委員>

観光交流局さんがお見えでございますので、国内旅行の活性化、それから地域の活性化ということで、観光消費喚起事業で滋賀県に10億円が下りてきて、現在どういう形で進んで、どのぐらい消費されているか、もし分かればよろしく願いします。

<事務局>

この観光消費喚起事業は、先ほど説明がありましたように、国の交付金を活用して、滋賀県に県外から旅行でお越しいただくということで、国の助成を活用して、県産の物産について割引で県外の方に、県内の方も差支えないのですけれども、お買い上げをいただこうというものでございます。総額12億7,000万円あまりという大きい金額でございますが、このうち、名物商品の助成に1億5,000万円を充てております。また、旅行に関する助成で8億円を充てました。この他、広報宣伝です。こういう取り組みを通じて全国に滋賀の魅力をお伝えするというのも、この事業の大きな

目的でございます。したがって、これに3億2,000万円ほど充てて、今、仕事をしているという状況です。

この中で、とりわけ旅行業務につきましては、先ほどの進捗状況の表にもございましたように、まずインターネットでの旅行のご予約、これについて着手をいたしまして、これは毎月月初めにその月の分の募集をするということやらせていただいております。毎月、発売をいたしますと、一日、二日でその月の分がなくなってしまうというようなことで、非常に好調に進んでおります。また、各旅館・ホテルさんで直接受けていただくというものも9月にさせていただきました。これは、発売して十日あまりでなくなったかなと思っております。

また、この秋から冬のシーズンにかけましては、旅行代理店が販売をいたします旅行商品が、これから徐々に出てまいります。これらはおおむね1月くらいまでかけての旅行に適用していくということで進んでおりまして、この旅行のほうについて極めて順調に販売が進んでいると認識しているところでございます。

一方、商品のほうは8月から販売を始めておりまして、特にインターネットでの販売ということで進めさせていただいております。4つほどのインターネットサイトを活用いたしまして取り組んでいるところでございます。ようやくポスターであるとか、テレビCMであるとかいうのを始めましたので、これから、これらの売り上げが上がっていくことを期待しているところでございます。

<会長>

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

<委員>

データ先は忘れたのですが、滋賀の魅力度ランキングが、去年、滋賀県が38位だったのが、何と43位になってしまったという情報を、この間の会議で聞きました。これから、こんなすごいお金をかけて、これがキャンペーンとかのきっかけになって、あまりランキングにこだわる必要はないと思うけれども、でも、やっぱり見た目が情報になるので、これだけのお金がかけるのであれば、ぜひとも自腹で来てもらえるような、そういうふうになってほしいなと本当に強く思いました。

<事務局>

ありがとうございます。

あわせて、少し宣伝をさせていただこうと思いますが、実は先週から、この滋賀の魅力为全国の方に知っていただきたい、あるいは滋賀へぜひ来ていただきたいという思いもございまして、虹情報なるものを始めております。これは気象予報会社の情報を購入するというので、琵琶湖で虹がよく出るということなのだそうでございます。この景色の中に虹が出るということでございますから、これは大きい魅力であろうということで、ぜひ滋賀にということでございます。とりわけ虹情報なるものが全国で初めて、まさかこんなもん、誰もやろうと思わなかったのだろうと思いますけれども、ということもありまして、非常に新聞、テレビ等でも取り上げていただきましたし、あるいはツイッターであるとかのつぶやきを見ておりましても、かなり気にさせていただいてという状況が分かってきております。

こういったような取り組みで、やはりイメージアップを図っていくということに、まさに取り組んでいるところでございます。虹予報あるいはテレビで「虹色エモーション」ということでCMも流れております。懐かしい音楽がかかっておりますので、耳にさせていただいていると思いますけれども、ぜひ皆様方からも、いろんなところへ発信いただけるとありがたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

<会長>

ありがとうございました。

審議会からちょっと違う方向へ行きかけてはいるのですが、やはり委員の皆さんに理解をいただくということも大事だと思って進めさせていただきました。

以上、今日の議題は全て終了をさせていただきました。ちょうど時間も参ったようでございます。

それでは、これをもちまして、議事を終了させていただきたいと思えます。

本日は、委員の皆様には議事進行、ちょっと違う方向へも行きましたが、ご理解いただいて、いろんなご意見を賜りました。誠にありがとうございました。

■閉会

<商工観光労働部長挨拶>

それでは、閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

宮川会長様におかれましては、本日、会長ということで円滑な議事運営、明快なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、それぞれのお立場、またそれぞれお考えの中で、さまざまな忌憚のないご意見をいただき非常にありがたく思っております。

本日いただきましたご意見は全て参考にさせていただきます。来年度以降、今後の県の施策に、さらに取り組ませていただこうと思っております。いくつか出ておりましたけれども、やはり尖った取り組みというのが必要なのではないかとというのがございます。先ほど、その辺は知事にというお話もございましたけれども、知事としゃべっておりましたが、やはり全てやるというのは無理があるので、ただ、何を尖らすのかというのは非常に難しいところがございますけれども、その辺は、もう少しめりはりをつけて施策をやっていく必要があると思っております。

特に、今回の地方創生です。国のほうは「まち・ひと・しごと創生法」でございますが、滋賀県の場合は、「ひと・まち・しごと」ということで、人というのが非常に大切ではないかということです。やはり人があって、人が元気に活動していただくことで、町が元気になり、そしてそこでいろんな仕事も生まれてくるということでございますので、先ほどから出ておりました人材の育成なり、人材の確保の取り組みなり、そういったものが今後重要な施策であると思っております。

また、中小企業の皆様方に、いかにうまく幅広く多くの方に情報を届けられるのかというのも、まだまだ工夫の余地はたくさんあると思っておりますので、今日いただきましたご意見を参考にさせていただいて、今後一生懸命取り組ませていただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。